

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>農業災害補償法の一部を改正する法律</p> <p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第二条に見出しとして「(農業保険)」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合」を「農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、「共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業」を「農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業」に改め、同条に次の一項を加える。</p> <p>国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする。</p> <p>第三条に見出しとして「(法人格)」を付し、同条中「農業共済団体」を「農業共済団体」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第四章を次のように改める。</p> <p>第四章 農業経営収入保険事業</p> <p>第七十五条〜百八十九条 (略)</p> <p>(連携及び技術的な協力の確保等)</p> <p>第九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円</p>	<p>農業災害補償法の一部を改正する法律</p> <p>農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第二条に見出しとして「(農業保険)」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合」を「農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、「共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業」を「農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業」に改める。</p> <p>(新設)</p> <p>第三条に見出しとして「(法人格)」を付し、同条中「農業共済団体」を「農業共済団体」に改める。</p> <p>(略)</p> <p>第四章を次のように改める。</p> <p>第四章 農業経営収入保険事業</p> <p>第七十五条〜百八十九条 (略)</p> <p>(連携及び技術的な協力の確保等)</p> <p>第九十条 全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円</p>

滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金を交付する事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者を含む。）との連携及び技術的な協力の確保に努めるものとする。

全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に必要があるときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

（略）

第九十九条第三項中「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」を「第百三十六条第一項、第百四十八条第一項又は第百五十三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協力依頼等）

第百三十三条 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に

滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者との連携及び技術的な協力の確保に努めるものとする。

全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に必要があるときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

（新設）

（略）

第九十九条第三項中「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」を「第百三十六条第一項、第百四十八条第一項又は第百五十三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（協力依頼）

第百三十三条 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に

係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

(略)

附則

(略)

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後四年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(新設)

(略)

附則

(略)

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。